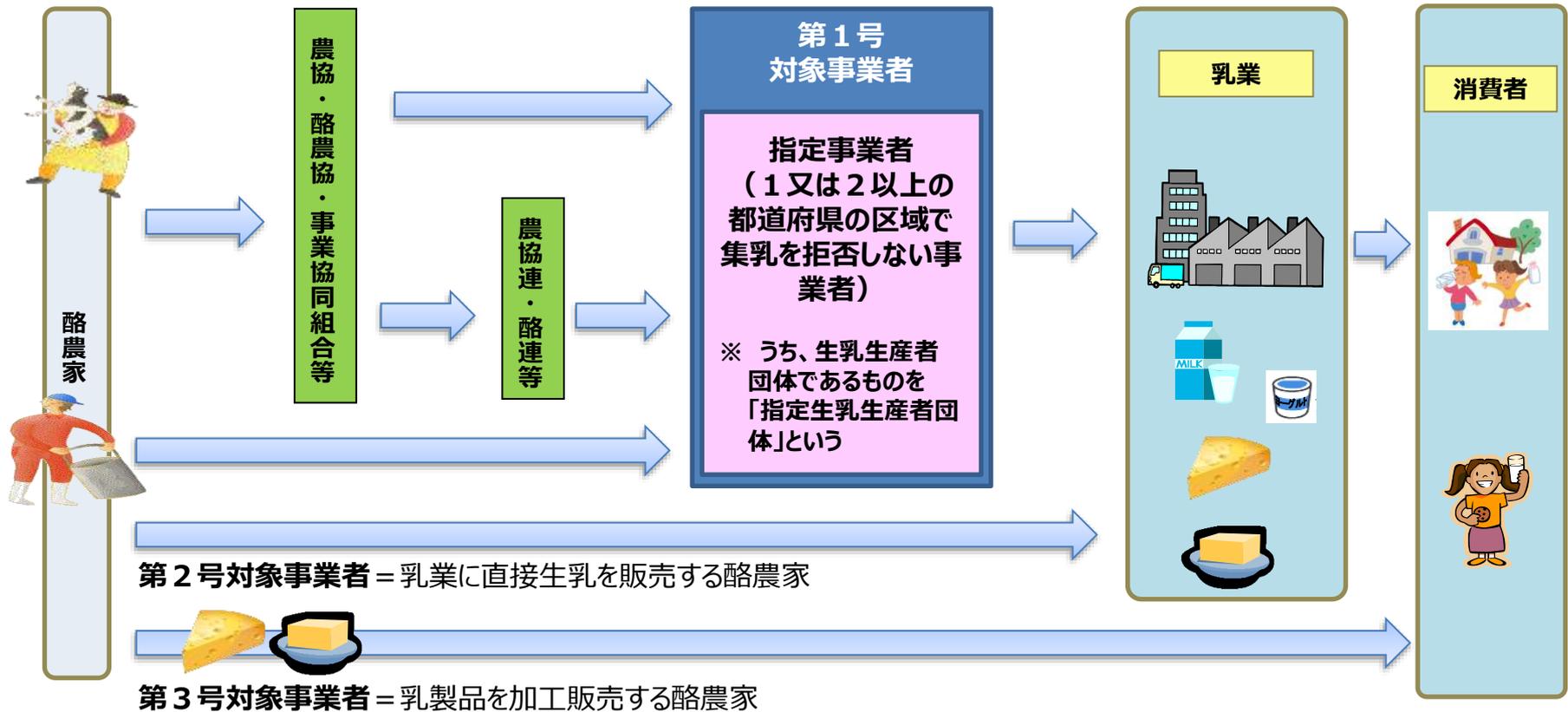


改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



第2号対象事業者 = 乳業に直接生乳を販売する酪農家

第3号対象事業者 = 乳製品を加工販売する酪農家

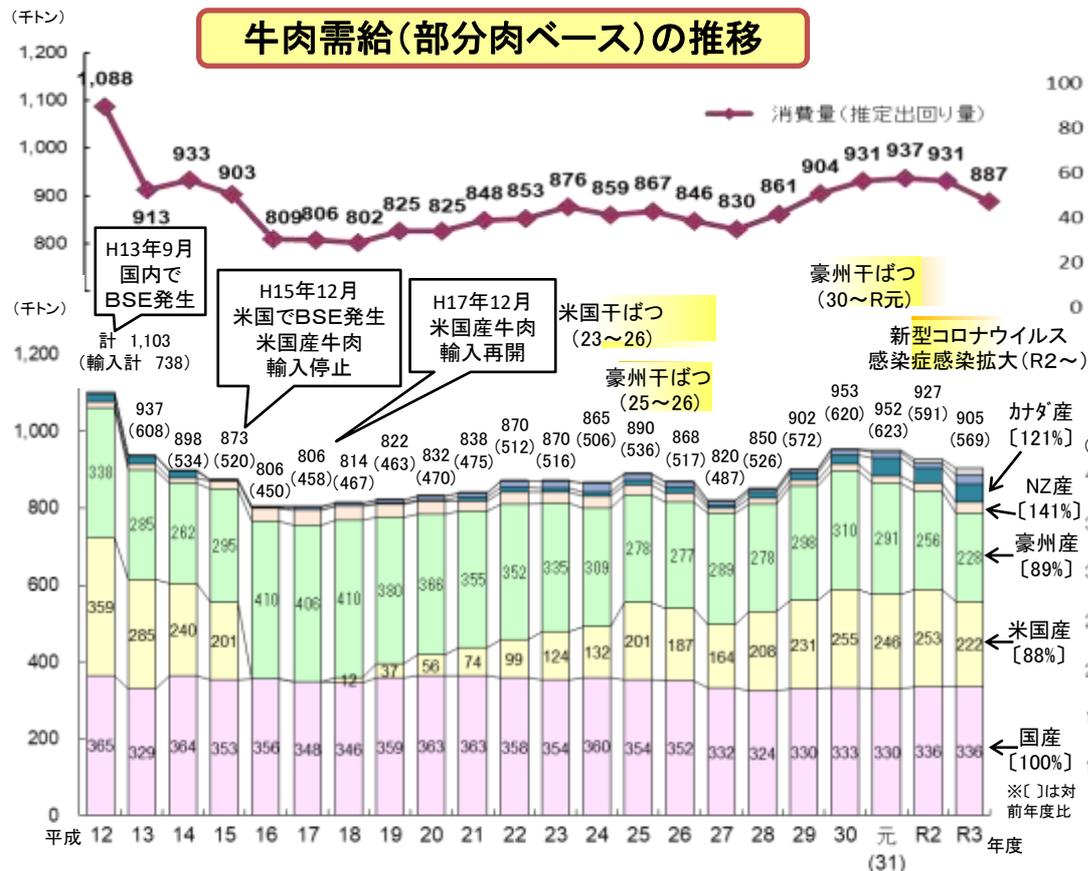
- **対象事業者（第1～3号）**は、毎年度、生乳又は乳製品の**年間販売計画を作成**して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて**生産者補給金等が交付**（交付対象数量が上限）。
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金が交付**。

【牛肉關係】

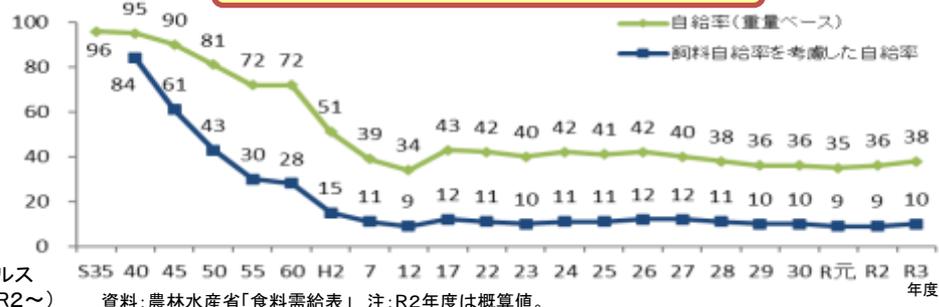
牛肉の需給動向

- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前(平成14年度)の水準まで回復したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度以降2年連続で減少し、令和3年度では89万トンで推移した。
- 国内生産量は、平成21年度以降、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは増加傾向で推移している。品種別の生産量では、乳用種・交雑種は減少傾向又は横ばいで推移しているが、和牛は増加傾向で推移しており、令和3年度は、全体では33.6万トンと前年度と同水準で推移した。
- 牛肉の自給率は、重量ベースが38%。

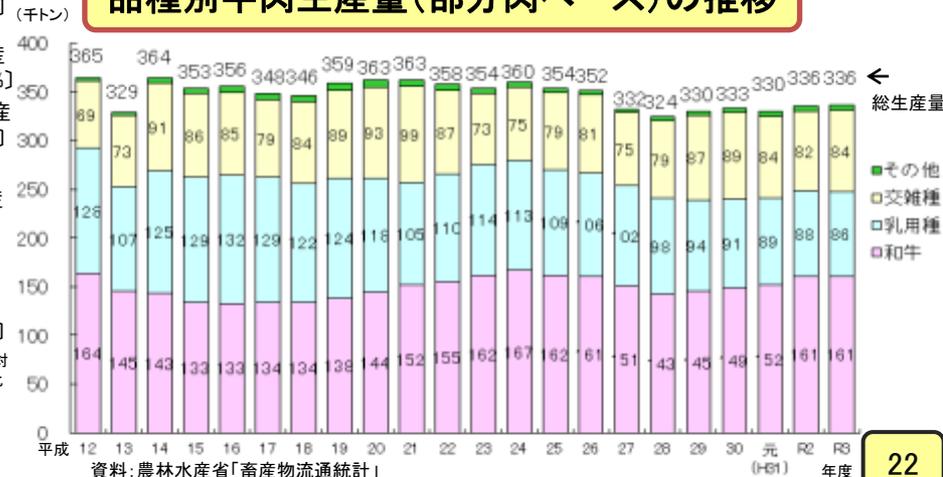
牛肉需給(部分肉ベース)の推移



牛肉の自給率の推移



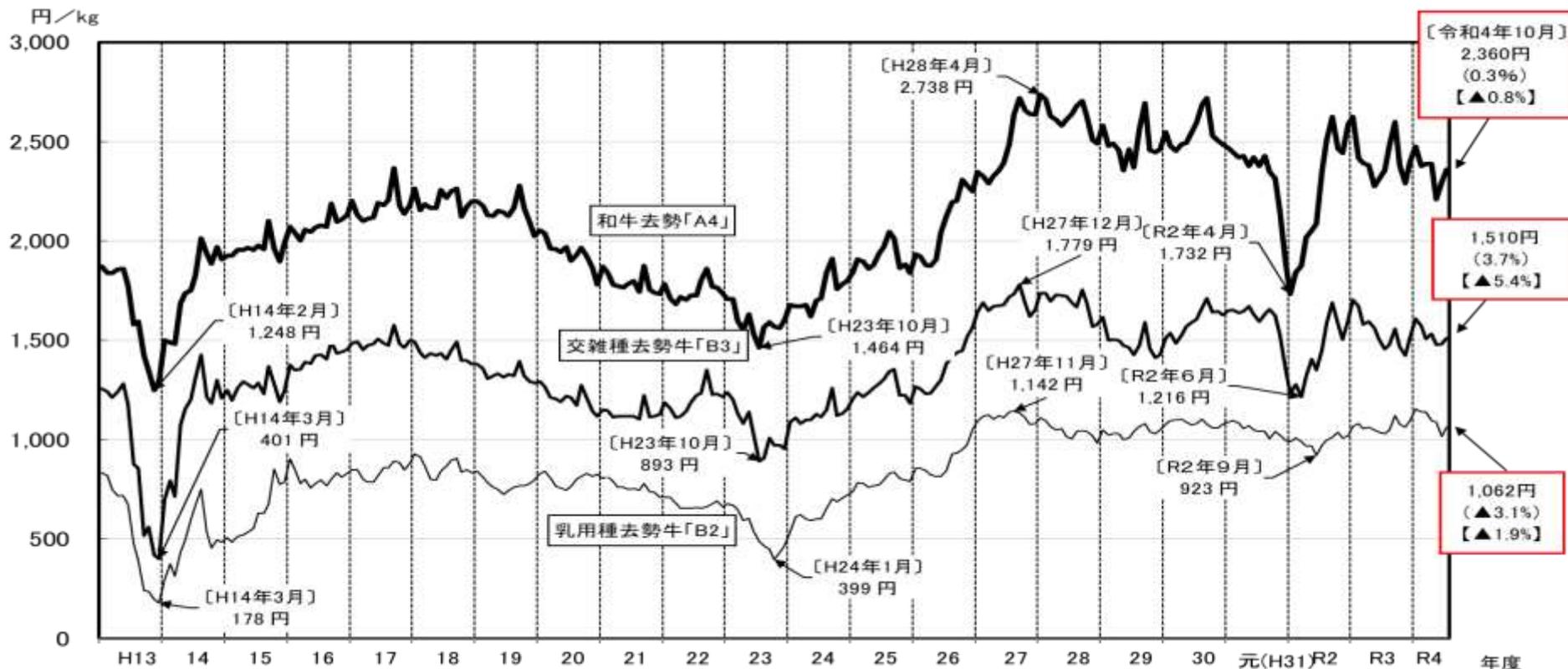
品種別牛肉生産量(部分肉ベース)の推移



資料:農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」 財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注:推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出量

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。交雑種の価格も、令和元年度に入って生産量の減少を背景に堅調に推移していたが、2月以降は和牛価格の下落に伴い低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開や輸出の回復に伴い上昇し、11月以降、和牛価格は令和元年度を上回る水準で推移した。
- 令和3年度では、和牛去勢のA4価格は、前年を上回る又は前年並みで推移していたが、令和4年1月以降は年末需要の反動に加え、コロナ感染拡大がみられる中で、外食需要等が低迷し、コロナ前を下回って推移。
- 令和4年4月に入り、大型連休に向けた手当て買い等により枝肉価格は回復し、和牛(A4)についてはコロナ前と概ね同水準で推移。

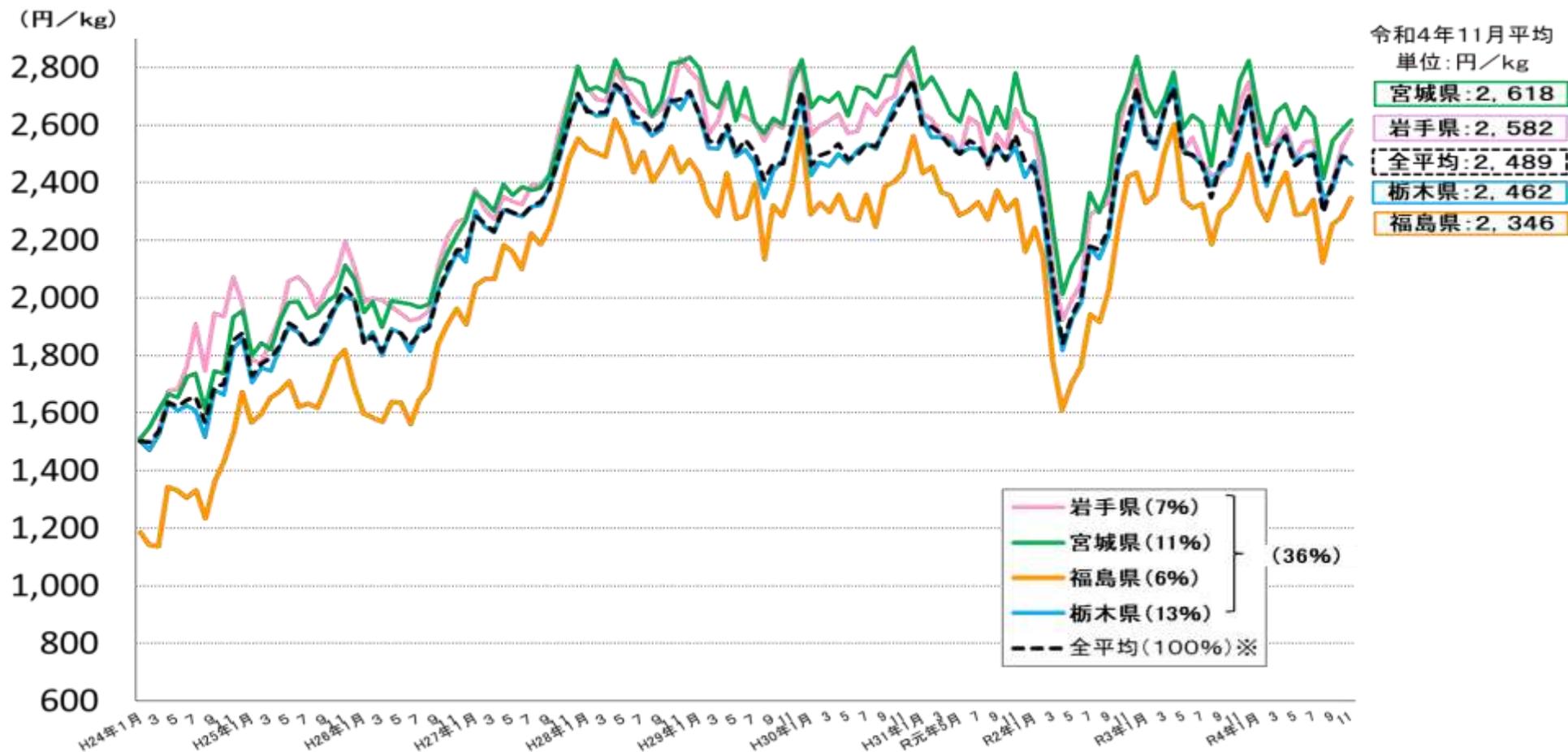


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比、【】内は、平成31年同月比

最近の東京市場における牛枝肉卸売価格(和牛去勢全規格平均)の推移

- 平成23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、出荷制限4県を中心に価格が低下したが、平成23年度後半からは回復傾向で推移し、平成25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ただし、福島県産については、全国平均よりも低い水準で推移。



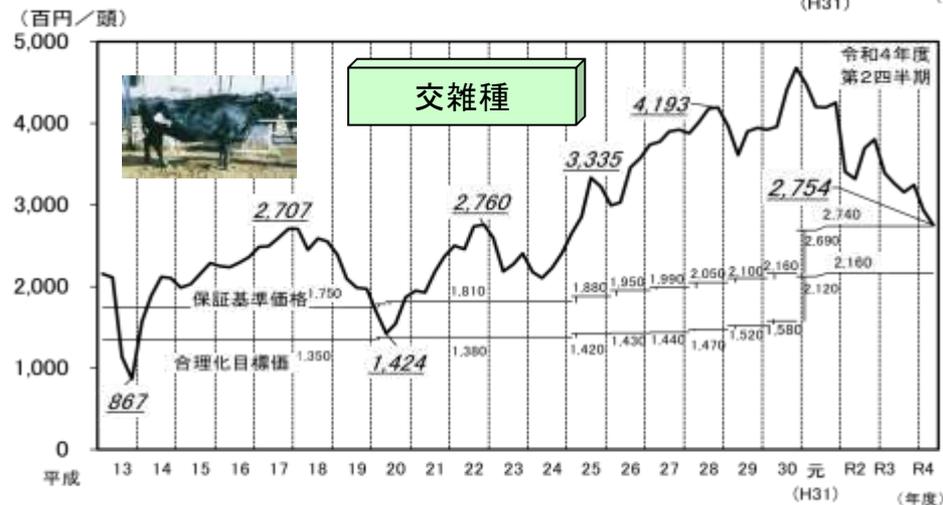
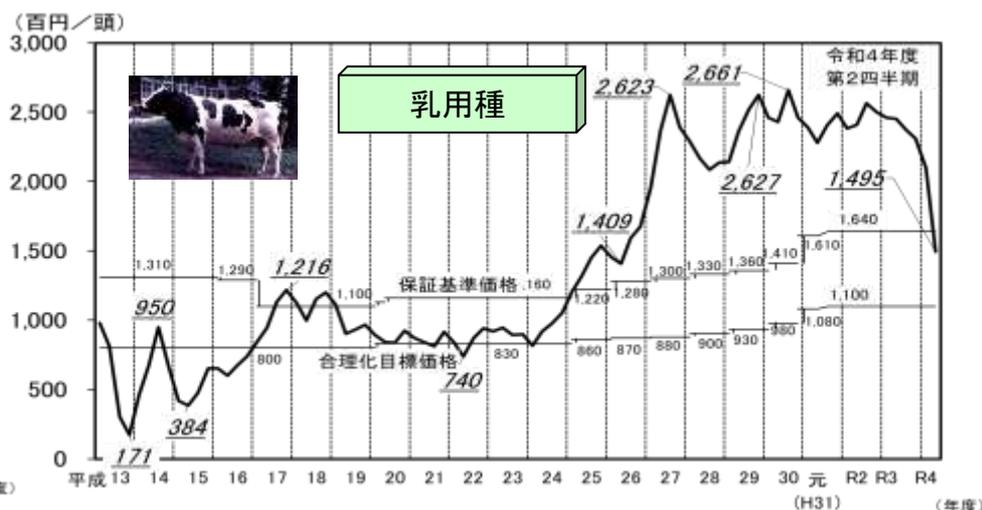
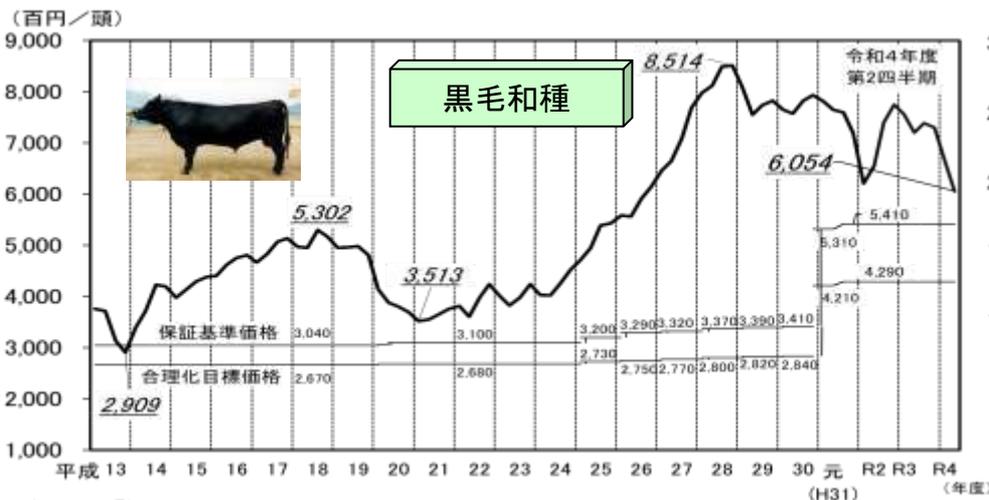
資料: 農林水産省調べ

価格は生体及び搬入(瑕疵除く)。

※ ()内は東京市場全体の和牛去勢全規格の取引頭数に占める各県産の頭数割合(R4年11月)

肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の生産頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下した。その後、枝肉価格の上昇に伴い回復したが、令和4年5月に子牛価格が下落し、その後も価格は低下傾向で推移している。



令和元～4年度補給金単価(単位:円/頭)

品 種	R元年度 第1 四半期	R元年度 第2 四半期	R元年度 第3 四半期	R元年度 第4 四半期	R2年度 第1 四半期	R2年度 第2 四半期	R2年度 第3 四半期	R2年度 第4 四半期	R3年度 第1 四半期	R3年度 第2 四半期	R3年度 第3 四半期	R3年度 第4 四半期	R4年度 第1 四半期	R4年度 第2 四半期
黒毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の肉専用種	33,200	56,600	25,900	75,190	22,700				8,200				-	-
乳用種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,500
交 雑 種	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、減少傾向で推移。主に小規模層で減少。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から増加傾向で推移し、令和4年も増加。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4	3	4
肉用牛	戸数(千戸)	57.5	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9	42.1	40.4
	(対前年増減率)(%)	(▲6.2)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)	(▲4.1)	(▲4.0)
	頭数(千頭)	2,567	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555	2,605	2,614
	(対前年増減率)(%)	(▲2.8)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)	(2.0)	(0.3)
	1戸当たり(頭)	44.6	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2	61.9	64.7
うち 繁殖雌牛	戸数(千戸)	50.0	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6	36.9	35.5
	頭数(千頭)	595	580	589	597	610	626	605	622	633	637
	1戸当たり(頭)	11.9	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1	17.1	17.9
うち 肥育牛	戸数(千戸)	13.1	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0	9.7	9.5
	頭数(千頭)	1,623	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548	1,575	1,601
	1戸当たり(頭)	123.9	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1	161.7	168.8

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

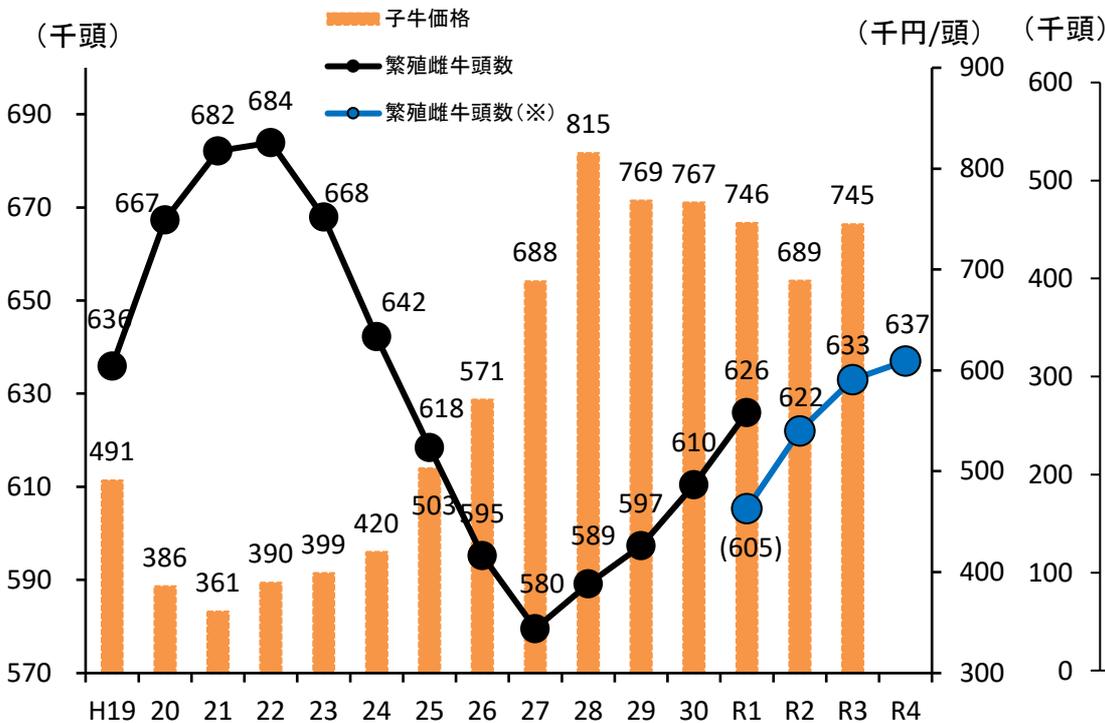
3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

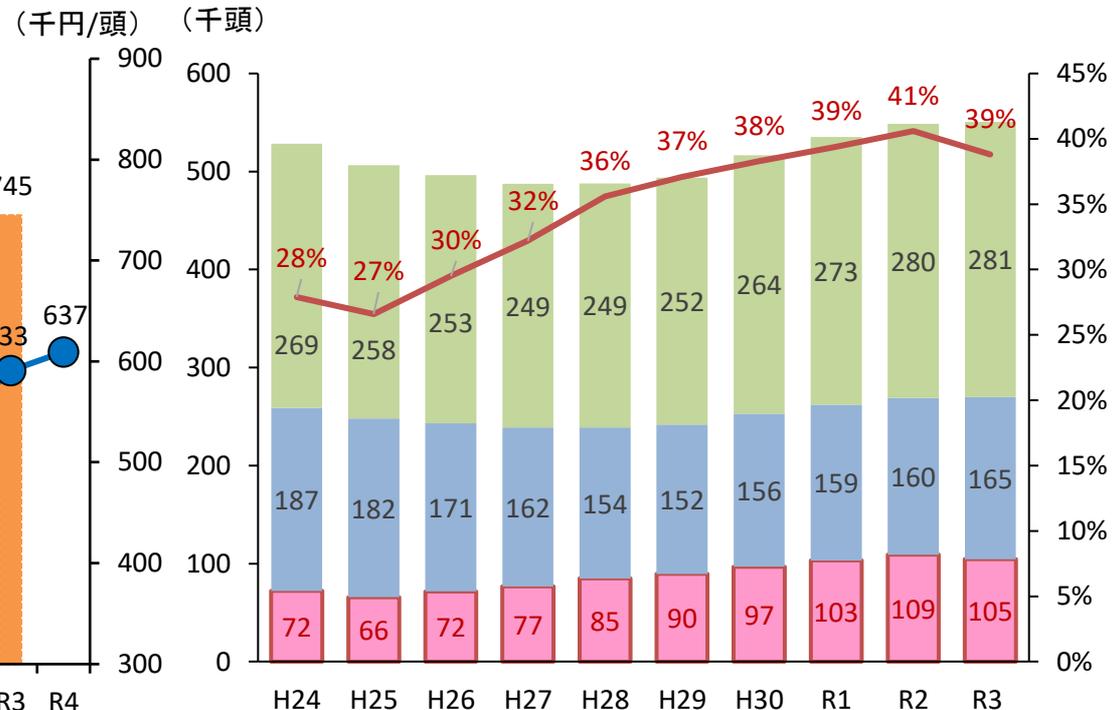
肉用牛繁殖雌牛の動向

- 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、各般の生産基盤強化対策の実施により、底であった平成27年から、令和4年は63万7千頭へと回復しており、雌牛の中で繁殖に仕向けられる頭数及び割合についても、増加傾向で推移。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」
 ※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

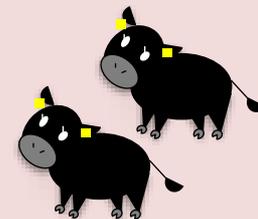
注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

■ 繁殖仕向雌 ■ 肥育仕向雌 ■ 肥育仕向雄 — 雌牛の繁殖仕向割合

注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数
 注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51.49として肥育仕向雄頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの
 注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したものと推計

増頭奨励事業(肉用牛)の支援状況 (R元補正～)



- 牛肉の国内需要の増加への対応と輸出拡大を目指すため、「農業生産基盤強化プログラム」の中で、和牛の生産量を令和17年度に30万トンとする政策目標を設定(平成30年度:14.9万トン)。
- 目標達成に向けて、本事業は、畜産クラスター計画に位置付けられた生産者が繁殖雌牛を増頭した場合に、「増頭奨励金」を交付。

1. 内容

- ✓ 中小規模の生産者へ手厚く支援するため、以下のような単価を設定しています。

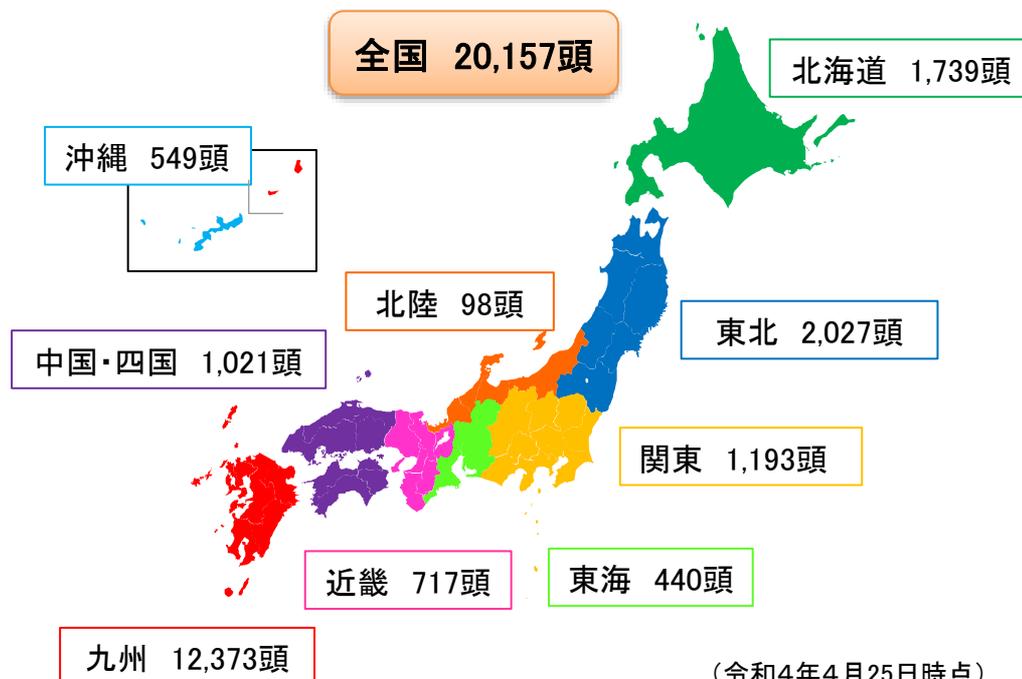
	繁殖雌牛	
飼養規模	50頭未満	50頭以上
増頭奨励金	24.6万円/頭	17.5万円/頭

2. スケジュール

- ✓ 期首(令和4年1月1日)から期末(令和4年12月31日)への繁殖雌牛の増頭実績に応じて奨励金を交付。

令和4年4～7月: 都道府県への要望調査
令和5年3月: 実績確定後、奨励金交付

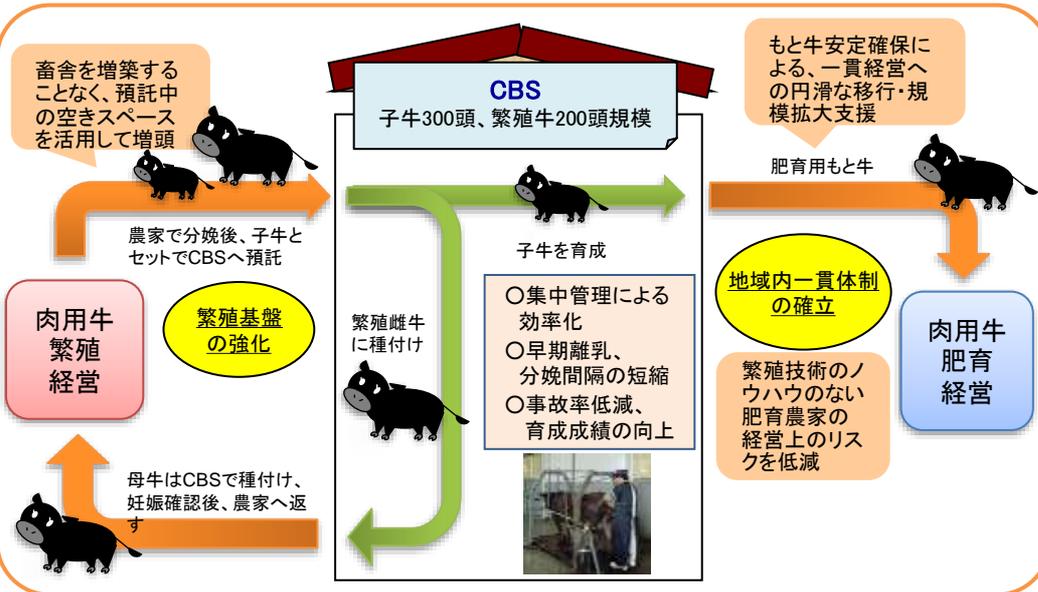
3. 実績(令和3年)



肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部的に増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



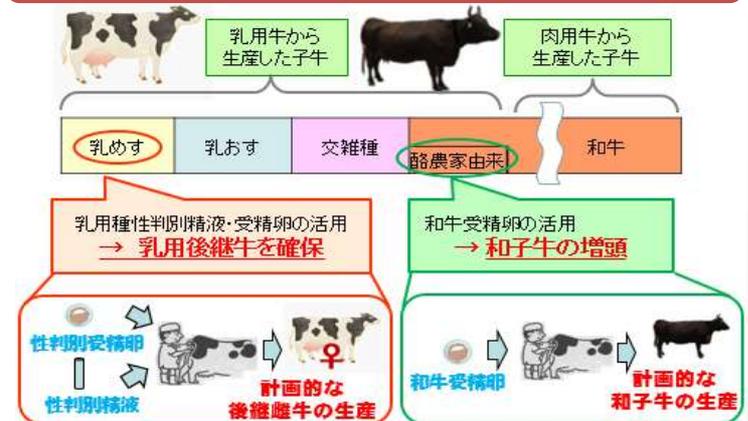
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭
〔奨励金〕繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体: 24.6万円/頭
繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体: 17.5万円/頭
- 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入
農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
〔奨励金〕6万円/頭、(希少系統)9万円/頭
- その他にも導入を支援する事業を措置。

和牛受精卵を活用した和子牛の生産



和子牛の増産を進めるため、乳用種への和牛受精卵移植を支援。

ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

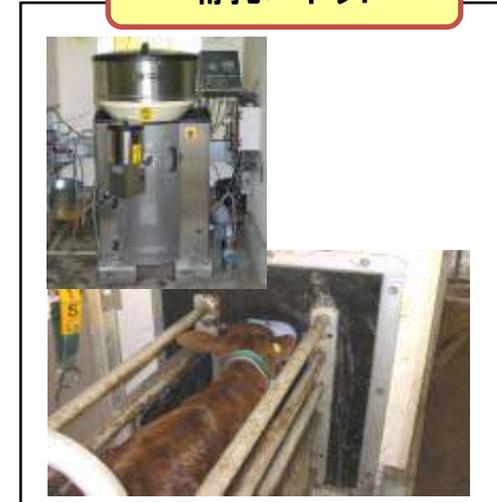
発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合、生産者補給金を交付(肉用子牛生産者補給金制度)。

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格(四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと)が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格(令和4年度) (単位:千円/頭)

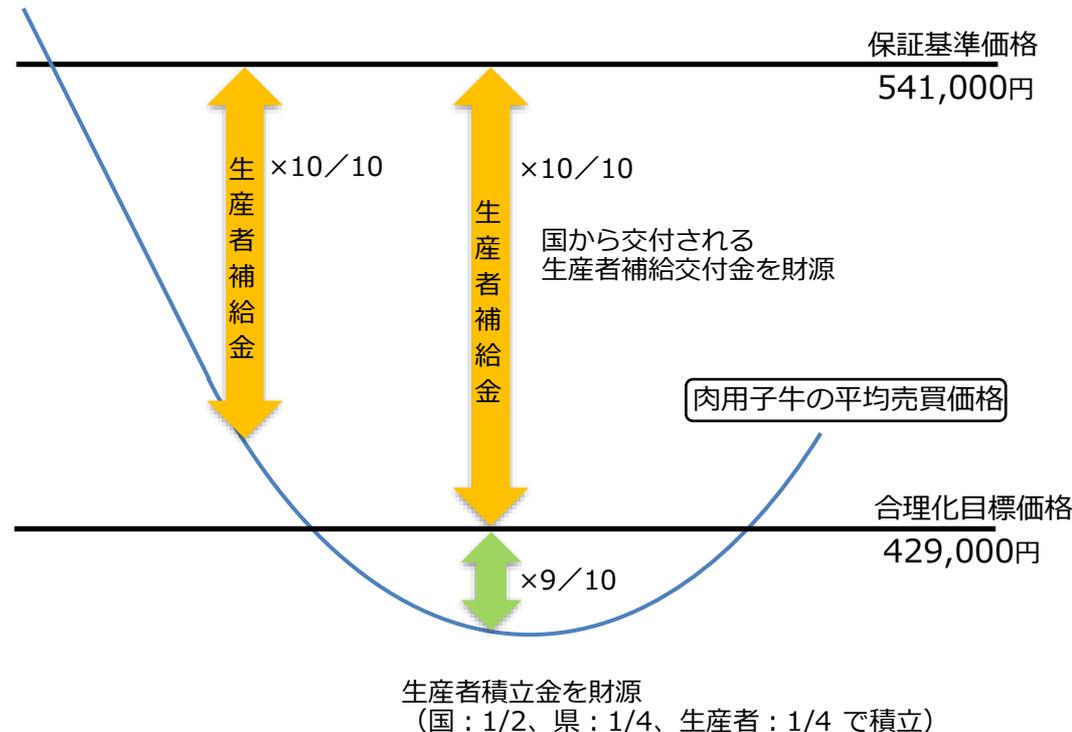
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541	498	320	164	274
合理化目標価格	429	395	253	110	216

[生産者積立金]

- 負担割合 国:1/2、県:1/4、生産者:1/4
- 1頭当たりの生産者積立金(うち生産者負担金)

黒毛和種: 1,600円/頭 (400円/頭)
 褐毛和種: 6,000円/頭 (1,500円/頭)
 その他肉専用種: 18,800円/頭 (4,700円/頭)
 乳用種: 6,800円/頭 (1,700円/頭)
 交雑種: 3,200円/頭 (800円/頭)

【黒毛和種の場合】



≪R4年度所要額:662億円≫

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、肥育牛1頭当たりの標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。

《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者 = 3：1
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
〔肉専用種については、標準的販売価格はブロック別に算出し、標準的生産費は都道府県別に算出。〕

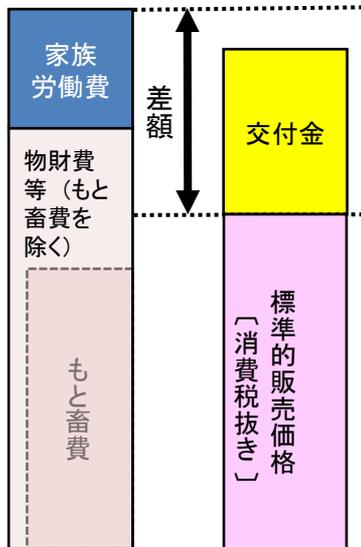
- ③負担金単価 肉専用種：5,000円～28,000円／頭
交雑種：19,000円／頭
乳用種：19,000円／頭
- ④対象者 肥育牛生産者

《令和4年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和4年11月支払分:9月販売牛)

(円／頭)

標準的
生産費
消費税抜き



品種	区域	交付金単価	
肉専用種	北海道	49,523	
	東北	青森県	31,162
		岩手県	2,516
		宮城県	42,952
		秋田県	13,735
		山形県	-
		福島県	18,635
	関東	茨城県	50,626
		栃木県	35,042
		群馬県	47,972
		埼玉県	46,299
		千葉県	30,956
		東京都	31,265
		神奈川県	50,626
		山梨県	73,365
	長野県	57,550	
静岡県	49,389		

品種	区域	交付金単価		
肉専用種	北陸	新潟県	-	
		富山県 ☆	-	
		石川県 ☆	-	
		福井県	-	
		岐阜県 ☆	-	
		愛知県	14,360	
	東海	三重県	-	
		近畿	滋賀県	-
			京都府	-
			大阪府	-
			兵庫県	-
	奈良県		-	
	中国	和歌山県	-	
		鳥取県	49,878	
		島根県	49,997	
		岡山県	15,668	
広島県		50,812		
山口県	41,761			

品種	区域	交付金単価	
肉専用種	四国	徳島県	-
		香川県	8,004
		愛媛県	-
		高知県	-
		九州	福岡県
	佐賀県		17,534
	長崎県		35,762
	熊本県		38,784
	大分県		38,318
	宮崎県		49,557
	鹿児島県	40,251	
	沖縄県	-	

交雑種	21,558
乳用種	40,459

注1: ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

牛マルキンはWebでも⇒⇒

MAFF

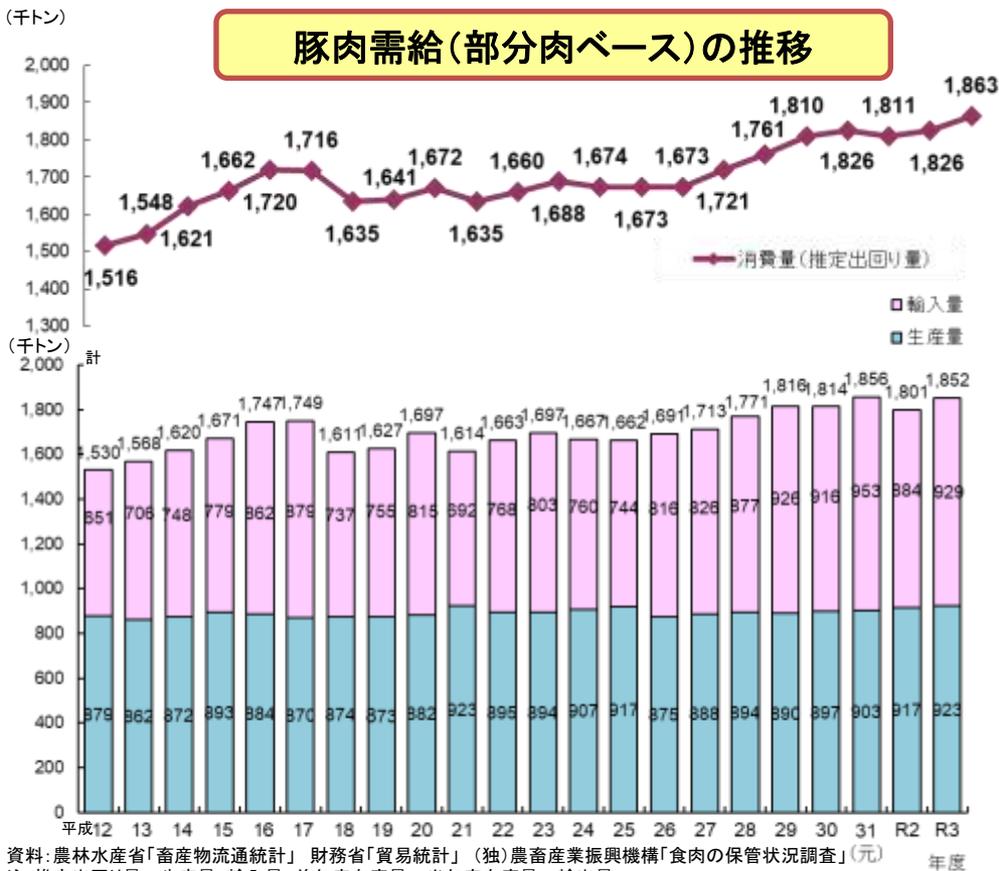


【豚肉関係】

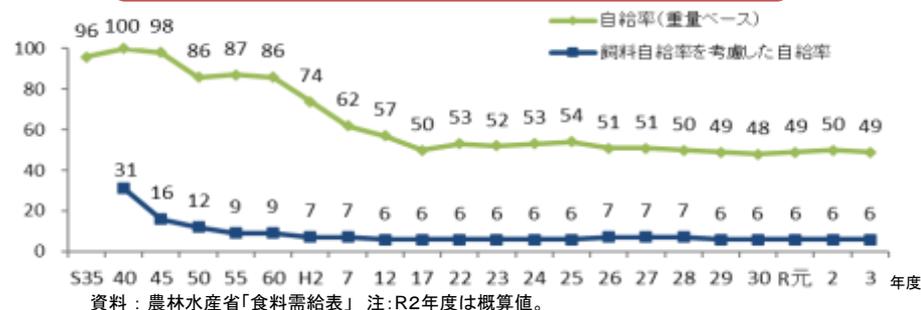
豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近は豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度減少した輸入量は増加に転じ、生産量も増えるとともに巣ごもり需要等を受け過去最高の186万トンで推移した。
- 国内生産量は、近年増加傾向で推移し、令和3年度では、過去10年で最高の92万トン。
- 豚肉の自給率は、重量ベースが49%。

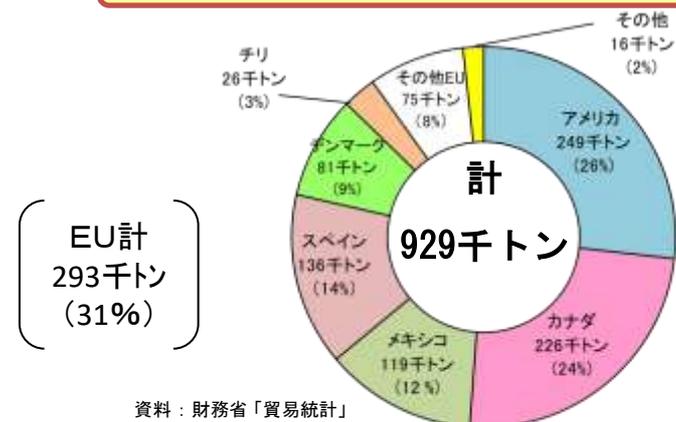
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



豚肉の自給率の推移



国別輸入量(部分肉ベース)令和3年度



資料：農林水産省「畜産物流通統計」財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」(元)年度
注：推定出回り量=生産量+輸入量+前年度在庫量-当年度在庫量-輸出品